

第二百二十号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十二月四日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「延面積」を「延べ面積」に改め、同条第二項中「令第十条第一項各号」の下に「（第一号口に掲げるもので、延べ面積が百五十平方メートル未満のものを除く。）」を加え、同条第三項後段を削り、同条に次の四項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、第一項及び第二項の規定により設ける消火器具のうち、令別表第一(三)項に掲げる防火対象物で延べ面積が百五十平方メートル未満のものに設置するものは、防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

5 前項の場合において、当該防火対象物に、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「省令」という。）第六条第四項に規定する変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場合においては、当該電気設備に係る消火器具については、防火対象物の階ごとに、当該電気設備のある場所の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

6 第三項の規定にかかわらず、第一項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物の床面積を百五十平方メートルで除して得た数又は紙類等の数量を別表第七のそれぞれ該当する項に掲げる数量の五十倍の数量で除して得た数のいずれか大きい数値以上としなければならない。

7 第三項の規定にかかわらず、第二項の規定により同項第三号に規定する場所に設ける消火器具のうち、令別表第一(三)項に

掲げる防火対象物で延べ面積が百五十平方メートル未満のものに設置するものは、省令第六条第一項から第三項まで及び同条第七項に規定する数値によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

第三十八条第三項中「消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

第五十六条第一項第一号中「第二十一条第一項第三号」を「令第二十一条第一項第一号（令別表第一(三)項口に掲げる防火対象物を除く。）、「第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第五十六条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第六十九号）の施行等を踏まえ、規定を整備する必要がある。